

平成23年4月8日
社団法人大日本水産会

東日本大震災対策本部第5回会議

標記については、以下の通り行いました。

記

1. 日時 平成23年4月7日（木）14時30分より
2. 場所 社団法人大日本水産会 大会議室（三会堂ビル8階）
3. 議事概要
 - （1）活動報告
 - ①緊急要請活動
財務副大臣・農林水産大臣・総理官邸（4月4日）
 - ②義援金状況
4月6日現在で45百万円を超えた。義援金の届け先等について、配分委員会（4月6日開催）にて大筋の合意を得られた。今月中にも現地に届ける予定。
 - （2）その他

以上

我が国水産業の復興に関する緊急要請

—東日本大震災緊急対策要望—

3月11日、三陸沖においてマグニチュード9.0という未曾有の大地震及び大津波が発生し、多くの尊い人命を奪うとともに、太平洋沿岸の水産都市、漁港、漁村が崩壊しました。

国におかれましては、人命の救助と被災者の救援に総力を挙げて取り組んでいただいておりますことに対し、全国の水産関係者を代表して衷心より感謝申し上げますとともに、引き続き特段のご尽力をお願いする次第であります。

今回の震災は、大津波を伴ったことから、甚大な被害が沿岸部に集中しており、その結果、太平洋沿岸の漁港、漁村等のインフラをはじめ、漁船、養殖施設、市場、水産加工場等の水産関係施設、また、漁船等関係産業にも壊滅的な被害が発生しています。

とりわけ、被災した三陸地方を中心とする太平洋沿岸は、我が国でも有数の漁業地域であり、一日も早く、当該地域の生産インフラ施設をはじめ、漁船など水産関係施設の復興を図る必要があります。

我々水産関係者は一体となって、持てる英知の全てを結集し、この未曾有の苦難を乗り越え、国民に対する水産食料の安定供給をはじめとする使命を果たして参る所存であります。

国におかれましては、過去に類例のない巨大な震災被害から水産業・漁村が復興するため、その担い手となる漁協体制の整備を含め、下記の事項につきご尽力賜りますようお願い申し上げます。

記

国による水産業・漁村の復興計画を早急に策定し、その実現のために、従来の枠にとらわれないあらゆる政策を緊急に総動員し、一日も早い復興を図ること。

2011年4月

JFグループ東北地方太平洋沖地震漁業・漁村災害・復興対策本部
本部長 服部郁弘

社団法人大日本水産会東日本大震災対策本部
本部長 白須敏朗

東北地方太平洋沖地震被害の復興・再生プロセスの考え方

1. 水産業・漁村の復興を緊急に推進するための
従来の枠組みにとられない「水産業・漁村復興計画」の策定

2. 復興計画に基づく緊急かつ特別な政策、新たなスキームと十分な予算措置

① 漁場復旧

- ・海底障害物国による調査・撤去
- ・藻場・魚礁の回復 等

② インフラ整備 (国の実質全額負担)

- 激甚災害法関係
 - ・漁港・関連施設・市場施設・製氷・冷蔵庫、燃油施設の復興
 - ・種苗生産施設の復興
 - ・補助対象外の地方公共団体の所有する施設を対象に
- 災害関連漁業集落環境施設復旧事業の激甚法並みの拡充

③ 漁船・漁具(定置網)・ 養殖施設の再建・復興

- ・漁船等の共同利用体制整備への支援
- ・「もうかる漁業」の活用による漁船建造促進
- ・激甚災害法関係
 - ・被害小型漁船のトン数要件の緩和
 - ・共同定置網を対象に
- ・養殖業の復興・再生
- ・(船舶安全法) 漁船検査の簡素化、検査延長措置 等

④ 共同経営・漁協自営方式による水産業復興への運営支援 (復興期間における経営支援)

- ・燃油・資機材の安定確保・供給支援 等

⑤ 流通・加工施設等の復興

- ・加工施設・冷凍・冷蔵庫の復興
- ・仲買機能の復興(資金措置等)
- ・造船所の復興

⑥ 金融・保険対策

- ・保証保険制度の早期履行・協会対策
- ・漁業共済・漁船保険の早期・円滑な支払い
- ・事業復興資金への無利子・無担保人・無保証・長期融資、融資率100%
- ・災害被害を原因とする債務超過(個人・法人)への対応 等

⑦ 被災漁業者の緊急雇用

- ・復旧・復興事業に係る被災漁業者の雇用
- ・他地域での一時的就業を希望する者への支援 等

⑧ 会計・税制措置

- ・震災損失繰延資産勘定の創設
- ・復興事業協力のための土地供与にかかる譲渡所得課税、代替資産取得にかかる登録免許税、不動産取得税の特例 等

⑨ 漁協対策

- ・復興計画の実践担い手としての位置付けと運営のための支援
- ・事務所等漁協共同利用施設の復興支援
- ・決算手続きの弾力化・債務超過・資本回復対応
- ・信漁連、信用事業実施漁協に対する早期是正措置の特例対応 等